

○環境省令第八号

動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）の規定に基づき、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年四月一日

環境大臣 小泉進次郎

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令

動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これ

を削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
<p>(第一種動物取扱業の登録の申請等) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 (略) 一〇四 (略) 五 営業時間(特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令(令和三年環境省令第七号。以下「基準省令」という。) 第二条第五号イ(1)に規定する特定成猫の展示時間) 5〇9 (略) (第一種動物取扱業の登録の基準) 第三条 (略) 一 (略) 二 販売業(動物の販売を業として行うことをいう。以下同</p>	<p>(第一種動物取扱業の登録の申請等) 第二条 (略) 2・3 (略) 4 (略) 一〇四 (略) 五 営業時間(特定成猫の展示を行う場合にあつては、営業時間及び第八条第四号に規定する特定成猫の展示時間) 5〇9 (略) (第一種動物取扱業の登録の基準) 第三条 (略) 一 (略) 二 販売業(動物の販売を業として行うことをいう。以下同</p>

じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第四号チ、第七号ロからへまで及び同号リに定める内容に適合していること。

三 貸出業(動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、基準省令第二条第七号ハ、ニ、ト及びリに定める内容に適合していること。

四〇七 (略)

八 犬又は猫の飼養又は保管を行う場合には、事業所ごとに基準省令第二条第二号に定める動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項に適合する員数の従業者を確保する見込みがあること。

2 (略)

一〇八 (略)

九 犬又は猫の飼養施設は、前各号に掲げるもののほか、基準省令第二条第一号に定める飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項に適合するものであること。

十

じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第一号から第三号まで、第五号から第七号まで及び第十号に定める内容に適合していること。

三 貸出業(動物の貸出しを業として行うことをいう。以下同じ。)を営もうとする者にあつては、様式第一別記により事業の実施の方法を明らかにした書類の記載内容が、第八条第二号、第三号、第八号及び第十号に定める内容に適合していること。

四〇七 (略)

(新規)

2 (略)

一〇八 (略)

(新規)

九

3 (略)

一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに基準省令第二条の基準に適合するものであること。

二・三 (略)

4～6 (略)

第八条 削除

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の二 (略)

一～九 (略)

十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十条の四に規定する情報提供及び基準省令第七条に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する基準省令第二条第七号に規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間

十二・十三 (略)

3 (略)

一 犬猫等健康安全計画が、第一項の動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準、前項の環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準並びに第八条の基準に適合するものであること。

二・三 (略)

4～6 (略)

第八条 (略)

(動物販売業者等が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の二 (略)

一～九 (略)

十 販売業者にあつては、当該動物の販売に際しての法第二十条の四に規定する情報提供及び第八条第六号に掲げる当該情報提供についての顧客による確認の実施状況

十一 貸出業者にあつては、当該動物に関する第八条第八号に規定する情報提供の実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間

十二・十三 (略)

255 (略)

第十条の九 削除

(犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の十 第十条の二(第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあっては、当該」を「当該」と、「基準省令第二条第七号ト」とあるのは「基準省令第三条第七号ロ」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と

255 (略)

第十条の九 (略)

(犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者が取り扱う動物に関する帳簿の備付け)

第十条の十 第十条の二(第一項第八号から第十号まで及び第五項を除く。)の規定は、法第二十四条の四第二項の規定により法第二十一条の五第一項の規定が準用される場合における犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第十条の二第一項第四号中「所有し、又は占有する」とあるのは「所有する」と、同項第五号中「動物販売業者等」とあるのは「第二種動物取扱業者」と、「販売した者又は譲渡した者」とあるのは「譲渡した者」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第六号中「販売又は引渡し」とあるのは「譲渡し」と、同項第七号中「販売若しくは引渡し」とあるのは「譲渡し」と、「登録番号又は所在地」とあるのは「所在地」と、同項第十一号中「貸出業者にあっては、当該」を「当該」と、「第八条第八号」とあるのは「第十条の九第一号」と、「実施状況並びに当該動物の貸出しの目的及び期間」とあるのは「実施状況」と、同項第十二号中

、同項第十二号中「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごと」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二 法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る愛玩又は鑑賞

イ・ロ （略）

「動物販売業者等」とあるのは「犬猫等の譲渡しを業として行う第二種動物取扱業者」と、同条第二項中「動物販売業者等（犬又は猫を取り扱う者に限る。）は、その所有し、又は占有する動物の個体ごとに、それ以外の動物販売業者等は、その所有し、又は占有する動物の品種等ごと」とあるのは「その所有する動物の個体ごとに」と読み替えるものとする。

（特定動物の飼養又は保管を行う目的）

第十三条の二 法第二十六条第一項の環境省令で定める目的は、次に掲げるものとする。

一～三 （略）

四 次に掲げる要件に該当する特定動物の個体の飼養若しくは保管に係る許可の有効期間の満了又は当該許可に係る法第二十六条第二項第二号から第七号までに掲げる事項の変更（イに該当する特定動物の飼養又は保管の許可に係る都道府県知事が管轄する同一の区域内における同項第四号に掲げる事項の変更を除く。）の際現に当該許可を受けた者が飼養又は保管をしている当該個体に係る特定目的以外の目的

イ・ロ （略）

甲・ホ (望)

様式第 1 (第 2 条第 1 項関係)
(略)

12 事業所に配置される職員の最低数	(略)	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 申請者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 第 3 条第 6 項に規定する使用人が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図/ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図 (犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類
13 営業時間	(略)	
14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	(略)	
15 添付書類		

甲・ホ (望)

様式第 1 (第 2 条第 1 項関係)
(略)

(新規)		<input type="checkbox"/> 登記事項証明書/ <input type="checkbox"/> 申請者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 第 3 条第 6 項に規定する使用人が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類/ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図/ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類/ <input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類/ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所/ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販売業者に限る。)
12 営業時間	(略)	
13 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	(略)	
14 添付書類		

16 備考	<input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画（犬猫等販売業者に限る。） <input type="checkbox"/> その他（ ）
----------	--

15 備考	<input type="checkbox"/> その他（ ）
----------	---------------------------------

1～7 (略)

8 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。

9 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

10 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。

11 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1)・(2) (略)

(判る)

(3)・(4)

12・13 (略)

1～7 (略)

(新規)

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。
 (新規)

9 「15 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。

(1)・(2) (略)

(3) 事業所に配置される職員の最低数

(4)・(5)

10・11 (略)

様式第 4 (第 4 条第 1 項関係)
(略)

12 事業所に配置される職員の最低数	
13 営業時間	(略)
14 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	(略)
15 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 第 3 条第 6 項に規定する使用人が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図 <u>(犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。)</u> ／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販売業者に限

様式第 4 (第 4 条第 1 項関係)
(略)

(新規) 12 営業時間	
13 犬猫等の繁殖を行うかどうかの別及び犬猫等健康安全計画	(略)
14 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 申請者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 第 3 条第 6 項に規定する使用人が法第 12 条第 1 項第 1 号から第 7 号の 2 までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ <input type="checkbox"/> 役員の氏名及び住所／ <input type="checkbox"/> 犬猫等健康安全計画 (犬猫等販売業者に限る。)) <input type="checkbox"/> その他 ()

	る。) □その他 ()
<u>16</u> 登録番号及び登録年月日	(略)
<u>17</u> 備考	

備考

1～7 (略)

8 「12 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。

9 「13 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

10 「15 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。

11 「17 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 (1)・(2) (略)
 (削る)

<u>15</u> 登録番号及び登録年月日	(略)
<u>16</u> 備考	

備考

1～7 (略)

(新規)

8 「12 営業時間等」欄には、複数の特定成猫の展示を行う場合は、それぞれの特定成猫の展示開始時刻及び展示終了時刻のうち最も早い時刻から最も遅い時刻までの時間を記入すること。

9 「14 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。なお、新規登録申請時から変更がないもの及び動物の愛護及び管理に関する法律第 14 条第 1 項及び第 2 項に基づく変更の届出を既に行っている事項に係る添付書類については、省略することができる。

10 「16 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
 (1)・(2) (略)
(3) 事業所に配置される職員の最低数

(3)
12・13 (略)

様式第6 (第5条第1項関係)
(略)

8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図 (犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。) <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

備考

- 1・2 (略)
3 「8 添付書類等」欄は、添付する書類にチェックを
4・5 (略)

様式第7 (第5条第3項関係)
(略)

7 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第
--------	--

(4)
11・12 (略)

様式第6 (第5条第1項関係)
(略)

8 添付書類等	<input type="checkbox"/> 事業所及び飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有することを示す書類／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
---------	---

備考

- 1・2 (略)
(新規)
3・4 (略)

様式第7 (第5条第3項関係)
(略)

7 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 役員が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 動物取扱責任者が法第12条第1項第1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 第3条第6項に規定する使用人が法第12条第1項第
--------	--

	1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他（ ）
--	---

備考

- 1 「7 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。
2・3 (略)

様式第11の4（第10条の6第1項関係）
(略)

<u>6</u> 事業所に配置される職員の最低数	
<u>7</u> 事業の開始年月日	(略)
<u>8</u> 飼養施設の権原の有無	(略)
<u>9</u> 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> その他（ ）

	1号から第7号の2までに該当しないことを示す書類／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他（ ）
--	---

備考

- (新規)
1・2 (略)

様式第11の4（第10条の6第1項関係）
(略)

<u>6</u> 事業の開始年月日	(新規)
<u>7</u> 飼養施設の権原の有無	(略)
<u>8</u> 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 業務の実施の方法／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図 <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図／ <input type="checkbox"/> その他（ ）

10 備考	

備考

1～4 (略)

5 「6 事業所に配置される職員の最低数」欄には、犬又は猫の飼養若しくは保管を行う場合は、常勤職員の数に加え、常勤職員以外の職員については、当該職員のそれぞれの勤務延時間数の総数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき勤務延時間数で除した数値（整数未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てる。）を最低数に合計して記載すること。

6 「8 飼養施設の権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。

7 「9 添付書類」欄は、添付する書類にチェックをすること。

8 「10 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
(1)～(3) (略)

9～11 (略)

様式第 11 の 5 (第 10 条の 7 第 1 項関係)

(略)

6 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> ケージ等の規模を示す平面図・立面図（犬又は猫の飼養又は保管を行う場合に限る。）／ <input type="checkbox"/> 飼養施設
--------	--

9 備考	

備考

1～4 (略)

(新規)

5 「7 飼養施設の権原の有無」欄は、所有権、賃借権等事業の実施に必要な飼養施設に係る権原の有無についてチェックをすること。
(新規)

(新規)

6 「9 備考」欄には、次に掲げる事項を記入すること。
(1)～(3) (略)

7～9 (略)

様式第 11 の 5 (第 10 条の 7 第 1 項関係)

(略)

6 添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の平面図／ <input type="checkbox"/> 飼養施設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------	---

	設の付近の見取図 <input type="checkbox"/> その他 ()
備考 <u>1</u> 「6 添付書類」欄は、添付する書類にチェックを する <u>こと</u> 。 <u>2・3</u> (略)	

備考 (新規) <u>1・2</u> (略)	

(表 面)

<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>都道府県知事(市長)</p> <p>印</p>	<p>この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第二十四条の二第三項に規定する立入検査を行う職員である。</p>
---	--

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

(表 面)

<p>第 号</p> <p>身 分 証 明 書</p> <div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 40px; margin: 10px auto; text-align: center;">写 真</div> <p>所 属 職 名 氏 名 生 年 月 日</p> <p>年 月 日 発行</p> <p>都道府県知事(市長)</p> <p>印</p>	<p>この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む。)及び第二十四条の二第三項に規定する立入検査を行う職員である。</p>
---	--

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

(裏面)

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋 (報告及び検査)
<p>第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)</p> <p>第二十四条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定により登録がその効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取消された者に対し、飼養施設の状態、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)、第二十四条の二第二項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>

(裏面)

動物の愛護及び管理に関する法律抜粋 (報告及び検査)
<p>第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状態、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>(第一種動物取扱業者であつた者に対する勧告等)</p> <p>第二十四条の二 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 都道府県知事は、前二項の規定の施行に必要な限度において、第十三条第一項若しくは第十六条第二項の規定によりその登録効力を失い、又は第十九条第一項の規定により登録を取消された者に対し、飼養施設の状態、その飼養若しくは保管をする動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該者の飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>4 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。</p> <p>第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 第二十四条第一項(第二十四条の四第一項において読み替えて準用する場合を含む)、第二十四条の二第二項若しくは第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者</p> <p>四 (省略)</p>

（表 面）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属
職 名
氏 名
生 年 月 日

年 月 日 発行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

（表 面）

この証明書を携帯する者は、動物の愛護及び管理に関する法律第二十五条第五項に規定する立入検査を行う職員である。

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属
職 名
氏 名
生 年 月 日

年 月 日 発行

都道府県知事（市長）

印

備考 この用紙は、日本産業規格A6とし、厚紙を用い、中央の点線から二つ折りするものとする。

(裏面)

<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜すい</p> <p>第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入り検査について準用する。</p> <p>7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む)の長(指定都市の長を除く)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立ち入り検査に関し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>第四十七条の二 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜すい</p> <p>第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入り検査について準用する。</p> <p>7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む)の長(指定都市の長を除く)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立ち入り検査に関し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>第四十七条の三 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

(裏面)

<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜すい</p> <p>第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入り検査について準用する。</p> <p>7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む)の長(指定都市の長を除く)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立ち入り検査に関し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>第四十七条の三 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>	<p>動物の愛護及び管理に関する法律抜すい</p> <p>第二十五条 都道府県知事は、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 都道府県知事は、動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。</p> <p>5 都道府県知事は、前三項の規定の施行に必要な限度において、動物の飼養又は保管をしている者に対し、飼養若しくは保管の状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該動物の飼養若しくは保管をしている者の動物の飼養若しくは保管に係る場所のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。</p> <p>6 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立ち入り検査について準用する。</p> <p>7 都道府県知事は、市町村(特別区を含む)の長(指定都市の長を除く)に対し、第二項から第五項までの規定による勧告、命令、報告の徴収又は立ち入り検査に関し、必要な協力を求めることができる。</p> <p>第四十七条の三 第二十五条第五項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和三年六月一日）から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行日前に動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第十条第一項の登録（法第十三条第一項の登録の更新を含む。）の申請をした者の当該登録に係る基準については、なお従前の例による。

第三条 有効期間の満了の日の翌日がこの省令の施行日から令和四年六月一日の前日までの間に法第十三条第一項の登録の更新の申請をした者の当該登録の更新に係る基準については、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。